44　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税並びに」と、同条第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第四百四十七条第十一号、第四百六十八条第一項第三号及び第四号、第四百六十八条の二第三号及び第四号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百三十条第一号及び第二号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。

別表第六（第三百八十条の四関係）

沖縄地区税関の支署の名称、位置及び管轄区域

税関支署名	位置	管轄区域
［略］		
石垣	石垣市	沖縄県のうち 石垣市　八重山郡
沖縄	沖縄市	沖縄県のうち 沖縄市（キャンプ瑞慶覧を除く。）　うるま市　国頭郡のうち金武町　中頭郡のうち嘉手納飛行場
宮古島	宮古島市	沖縄県のうち 宮古島市　宮古郡

別表第七（第三百八十条の四関係）

沖縄地区税関の出張所及び支署の出張所の名称及び位置

出張所名	位置
沖縄地区税関那覇外郵出張所	那覇市
沖縄地区税関鏡水出張所	那覇市
石垣税関支署石垣空港出張所	石垣市
沖縄税関支署平安座出張所	うるま市

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

44　当分の間、第三百九十三条第五号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第三百九十六条第一号中「地方法人税並びに」とあるのは「地方法人税並びに復興特別法人税並びに」と、同条第三号及び第四号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第四百四十七条第十一号、第四百六十八条第一項第三号及び第四号、第四百六十八条の二第三号及び第四号、第四百七十四条第一号及び第二号並びに第五百二十五条第五号及び第六号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」と、第五百二十八条第二号中「及び地方法人税」とあるのは「、地方法人税及び復興特別法人税」と、第五百三十条第一号、第二号及び第四号中「地方法人税」とあるのは「地方法人税、復興特別法人税」とする。

別表第六（第三百八十条の四関係）

沖縄地区税関の支署の名称、位置及び管轄区域

税関支署名	位置	管轄区域
［同上］		
石垣	石垣市	沖縄県のうち 石垣市　宮古島市　宮古郡　八重山郡
沖縄	沖縄市	沖縄県のうち 宜野湾市　名護市　沖縄市　うるま市　国頭郡　中頭郡（中城村、西原町を除く。）

別表第七（第三百八十条の四関係）

沖縄地区税関の出張所及び支署の出張所の名称及び位置

出張所名	位置
沖縄地区税関那覇外郵出張所	那覇市
沖縄地区税関鏡水出張所	那覇市
石垣税関支署石垣空港出張所	石垣市
沖縄税関支署平安座出張所	うるま市
石垣税関支署平良出張所	宮古島市

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条並びに第二条中財務省組織規則目次（「第三目の二」を加える部分に限る。）、第四百九条、第四百十条、第四百十二条、第四百四十三条の二、第四百四十四条の二、第四百五十三条、第四百六十一条、第四百六十六条、第四百六十六条の三から第四百六十八条まで、第四百七十四条、第四百八十二条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百八十七条、第四百九十八条、第五百三条、第五百十七条、第五百十八条、第五百二十五条から第五百三十条まで、第五百三十六条の三、第五百三十九条の三から第五百四十条まで、第五百四十三条、第五百四十六条、第五百四十七条、第五百五十五条、第五百五十六条、第五百六十条、第五百六十八条及び附則第四十二項から第四十四項までの改正規定は、令和五年七月十日から施行する。